

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月4日

1. 執行機関の別	2:教育委員会	
2. 都道府県名	岩手県	執行機関名 一関市教育委員会
3. 市区町村名	一関市	
4. 届出番号	15	
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)	知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)
6. 独自利用事務の対象者	子どもの保護者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年6月24日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	
9. 評価書番号	30	
10. 保護評価書の名称	特別支援教育就学奨励に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=z&h_no=&kk_name=%E4%B8%80%E9%96%A2%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%95%99%E8%82%B2%E5%B0%B1%E5%AD%A6%	
12. 委任関係	<input type="radio"/>	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学級等に就学する児童又は生徒に係る就学等に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第9の項 特別支援学級等に就学する児童又は生徒に係る就学等に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号) 第1条	一関市特別支援教育就学奨励費支給規則(令和3年一関市規則第37号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が(特別支援学校に就学する児童又は生徒)について行う(必要な援助)を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	この規則は、(特別支援学級に就学する児童及び生徒)(以下「児童生徒」という。)の保護者の(経済的負担を軽減するために支給)する特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		一関市特別支援教育就学奨励費支給規則(令和3年一関市規則第37号)一関市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成17年一関市訓令第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	一関市特別支援教育就学奨励費支給規則(令和3年一関市規則第37号) 第6条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	特別支援教育就学奨励費の支給対象者から特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書の提出があった際の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号ロ	一関市特別支援教育就学奨励費支給規則(令和3年一関市規則第37号) 第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考

一関市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成17年一関市訓令第13号)第4条第2項第17号の規定により、一関市長から委任を受け、一関市教育委員会の職員が事務を行う。